

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務	教育企画室	企画担当の分掌事務
	(1) [略]		(1) [略]
	(2) [略]		(2) <u>教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</u>
	(3) [略]		(3) <u>総合教育会議に関すること。</u>
	(4) [略]		(4) [略]
	(5) [略]		(5) [略]
	(6) [略]		(6) [略]
	(7) [略]		(7) [略]
	(8) [略]		(8) [略]
	(9) [略]		(9) [略]
	(10) [略]		(10) [略]
	(11) [略]		(11) [略]
	(12) [略]		(12) [略]
	(13) <u>教育委員及び教育長の秘書用務</u>		(13) [略]
	(14) [略]		(14) [略]
	(15) [略]		(15) <u>教育長及び教育委員の秘書用務</u>
	(16) [略]		(16) [略]
	(17) [略]		(17) [略]
	(18) [略]		(18) [略]
	(19) [略]		(19) [略]
	(20) [略]		(20) [略]
	(21) [略]		(21) [略]
	(22) [略]		(22) [略]
	(23) [略]		(23) [略]
	(24) [略]		(24) [略]
	(25) [略]		(25) [略]
(26) [略]	(26) [略]		
(27) [略]	(27) [略]		
(28) [略]	(28) [略]		

	<p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) 特定保険業に関すること（教職員課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(32) [略]</p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) [略]</p> <p>[略]</p>
学校教育室	<p>[略]</p> <p>復興教育担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校安全に関すること（復興教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p>
[略]	
教職員課	<p>[略]</p> <p>厚生福利担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 特定保険業に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>[略]</p>

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その

	<p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) [略]</p> <p>(35) [略]</p> <p>[略]</p>
学校教育室	<p>[略]</p> <p>学力・復興教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(2) 教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(3) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関すること。</p> <p>(4) グローバル人材の育成に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校安全に関すること（学力・復興教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p>
[略]	
教職員課	<p>[略]</p> <p>厚生福利担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>[略]</p>

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その

職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
	教育次長	教育長を補佐し、上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理するとともに、 <u>教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長があらかじめ定める順位により、その職務を代理する</u> 。
本庁	[略]	[略]
	学校教育室	学校企画課長 [略] 義務教育課長 [略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

2・3 [略]

職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
	教育次長	教育長を補佐し、上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理する。
本庁	[略]	[略]
	学校教育室	学校企画課長 [略] 学力・復興教育課長 義務教育課長 [略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この規則による改正後の岩手県教育委員会行政組織規則第28条（同条第1項の表の教育次長に係る部分に限る。）の規定は適用せず、この規則による改正前の岩手県教育委員会行政組織規則第28条（同条第1項の表の教育次長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。